

# 労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286

FAX：0798-34-2888

URL：http://www.nishi.or.jp/

## 6月は

## 外国人労働者問題啓発月間です。

### 外国人雇用はルールを守って適正に！

～ 外国人が能力を發揮できる適切な人事管理と就労環境を！ ～

雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です



外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- ☒ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ☒ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ☒ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ☒ 安易な解雇はしていませんか？
- ☒ 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

お問合せは、ハローワーク西宮へ  
TEL：0798-75-6711



## 平成30年度「全国安全週間」(第91回)

安全週間 平成30年7月1日～平成30年7月7日

(準備期間 平成30年6月1日～平成30年6月30日)

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、毎年、厚生労働省が主唱しています。

労働災害は長期的には減少していますが、平成29年の全国の労働災害は、死亡災害が3年ぶり、休業4日以上之死傷災害が2年連続で、前年を上回りました。

兵庫県下の死亡災害は、2年連続で減少し、平成29年に発生した死亡者数は、過去最少の30人となりました。しかしながら、休業4日以上之死傷災害は、平成28年に比べて増加となりました。

兵庫労働局では、平成30年度を初年度とする「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」を新たに展開し、労働災害防止対策を進めていきます。

働く方一人一人がかけがえのない存在であり、更なる労働災害の減少を図るため、平成30年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組みます。

(スローガン)

**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理  
惜しまぬ努力で築くゼロ災害**

お問合せは、兵庫労働局安全課 TEL：078-367-9152

## 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできました。平成29年においては「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成29年の職場における熱中症の発生状況(速報値)を見ると、死亡者数は7月に10人、8月に6人で、平成28年の発生状況(確定値)と比較して計4人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT値(暑さ指数)計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などがみられます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要です。

平成30年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、事業場におけるWBGT値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的に実施し、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とします。

**期間 平成30年5月1日から9月30日まで**

熱中症の発生は7～8月がピークになります。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

○熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができます。

○熱中症になった場合も、適切な応急処置により救命することができます。

○一人ひとりが、熱中症予防の正しい知識を持ち、自分の体調の変化に気を付けるとともに、周囲の人にも気を配り、予防を呼びかけ合って、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



中小企業就業者確保支援事業（兵庫型奨学金返済支援制度）

**補助期間延長！**

# 若手社員の奨学金返済支援を行う中小企業に助成します

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市では、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業への補助を行っています。若手人材の確保や定着に、ぜひご活用ください。

従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。

## 補助対象

- ①本社が県内にある中小企業
- ②以下の対象従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有していること

《中小企業とは》 中小企業法に定める中小企業者とする。ただし、みなし大企業、土業法人等除く。詳しくは、要綱、手引きをご確認ください。

《対象従業員》 対象企業に勤務し、以下の①～⑤の要件を全て満たす者

- ①正社員である者
- ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ③申請時点で、当該企業就職後5年以内の者
- ④申請時点で、県内の事業所に勤務する者
- ⑤30歳未満の者（申請年度末時点で29歳以下の者）



## 補助期間

対象従業員1人につき、最大5年間（就職5年目の者であれば、最大1年間）  
H30年度から、補助期間を3年→5年に延長して実施します！

## 補助金額

- ①対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助
- ②補助上限6万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額。）

## 申請先

（一財）兵庫県雇用開発協会

## 申請方法

（一財）兵庫県雇用開発協会ホームページから、申請書類をダウンロードし、添付資料を添えて、下記申請先まで持参、郵送（特定記録郵便に限る。）にてご提出ください。

## 補助申請先・問い合わせ先

（一財）兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

電話 078 (362) 6583 FAX 078 (362) 6613

ホームページ <http://hyogo-koyokaihatsu.or.jp/>



# 特例子会社・事業協同組合 設立等助成金のご案内

兵庫県／（一財）兵庫県雇用開発協会

障害者雇用促進法に基づき、障害者の雇用義務は各事業主様ごとに課されています。平成30年度から障害者法定雇用率が2.2%に引き上げられたところですが、遅くとも33年度までには更に0.1%の引き上げが行われる予定です。

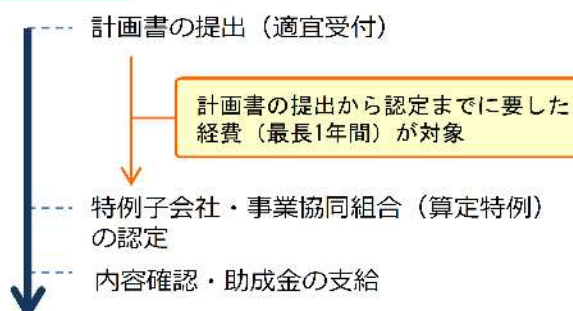
この機会に、障害者の雇用促進や職域拡大に有効な特例子会社や事業協同組合の設立を検討してみませんか。兵庫県及び（一財）兵庫県雇用開発協会では、平成26年度から設立等のための助成金制度を設け、事業主の皆様を応援しています。



## I 特例子会社・事業協同組合設立助成

これから兵庫県内に特例子会社や事業協同組合（算定特例）を設立し、障害者雇用を進めていこうとする事業主様に、施設・設備整備等に要した経費を助成します。

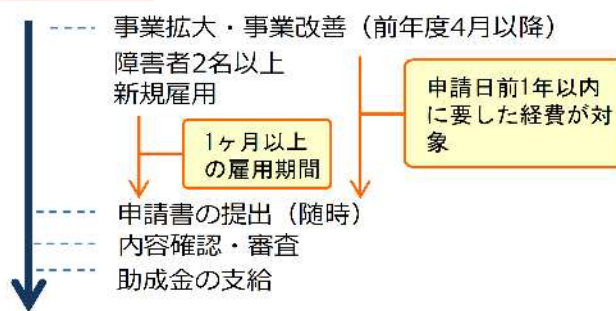
### 助成の流れ



## II 特例子会社・事業協同組合による・事業拡大事業改善助成

兵庫県内で特例子会社や事業協同組合（算定特例）が、2名以上の新規障害者雇用を伴い、新たな事業進出や事業改善を行った場合等に要した経費全般を助成します。

### 助成の流れ



	特例子会社設立助成	事業協同組合設立助成	事業拡大・事業改善助成
条 件	兵庫県内に特例子会社を設立し、認定を受けること	兵庫県内に事業協同組合（算定特例）を設立または認定を受けること	障害者新規雇用2名以上を伴い、新たな事業展開や業務改善（支店設置等を含む）を行うこと
対 象	中堅企業・中小企業 ※中堅企業＝資本金10億円未満	中小企業	兵庫県内の特例子会社（支店含む）・事業協同組合（算定特例）
助 成 率	1/2	2/3	1/2
助成上限額	5,000千円	5,000千円	1,000千円
助成可能枠	2件程度	1件程度	10件程度
決 定 方 式	先着優先型	先着優先型	審査の上決定
対 象 経 費	施設整備費、建物改修費 備品購入費・リース料等 （ソフト経費を除く）	施設整備費、建物改修費 備品購入費・リース料等 （ソフト経費を除く）	施設整備費、備品購入費 広告宣伝費、技術指導費等 （ソフト経費を含む）

※他にも要件等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせは  
こちらまで

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階 TEL：078-362-6583



# 労働者を募集する企業の皆様へ

## ～労働者の募集や求人申込みの制度が変わります～

### <職業安定法の改正>

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法や省令・指針の改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

## 1 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、労働条件を明示することが必要です。

## 2 最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項（業務内容・契約期間・試用期間・就業場所・就業時間・休憩時間・休日・時間外労働・賃金・加入保険・募集者の氏名又は名称）を書面の交付によって明示しなければなりません。ただし、求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です。

## 3 労働条件明示に当たって遵守すべき事項

労働条件を明示するに当たっては、職業安定法に基づく指針等を遵守することが必要です。

## 4 変更明示の方法等について

以下の①～④のような場合に、変更明示が必要となります。

①	「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合 例）当初：基本給 30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
②	「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合 例）当初：基本給 25 万円～30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
③	「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合 例）当初：基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月
④	「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合 例）当初：基本給 25 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月

変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。変更明示に当たっては、その他にも職業安定法に基づく指針等のような点に留意が必要です。

## 5 職業紹介事業者を利用する場合のポイント

求人申込みを行う職種や地域等を踏まえ、適切な職業紹介事業者を選びましょう。不適切なことがあれば、お近くの都道府県労働局にご相談ください。

お問合せは、兵庫労働局需給調整事業課 TEL：078-367-0831



## その募集・採用 年齢にこだわっていませんか？

— 年齢にかかわらず、均等な機会を —

**労働者の募集・採用に当たって、  
年齢制限を設けることはできません。**

- 求人票は年齢不問としながらも、年齢を理由に応募を断ったり、書類選考や面接で年齢を理由に採否を決定する行為は法の規定に反するものです。
- 形式的に求人票を年齢不問とすれば良いということではなく、応募者を年齢で判断しないことが必要です。
- 本人の希望と関係なく、一定年齢以上はパートタイムにするなど、応募者の年齢を理由に雇用形態、職種などの求人条件の変更を行うことはできません。  
(雇用形態、職種等の求人条件ごとに別の求人票とすることが必要です。この際、それぞれの求人票について、例外事由に該当する場合を除き、年齢制限を設けることはできません。)
- **年齢にとらわれない、人物本位、能力本位の募集・採用をお願いいたします。**

### 1. 求めているのは年齢ですか、それとも能力ですか？

#### 年齢制限禁止の目的

- 年齢制限禁止の義務化は、個々人の能力、適性を判断して募集・採用していただくことで、一人ひとりにより均等な働く機会が与えられるようにすることを目的としています。
- 少子高齢化のなかで、我が国経済の持続的な成長のためには、個々人が年齢ではなくその能力や適性に応じて活躍の場を得られることが重要です。

### 2. 例外として年齢制限が認められる場合があります

労働者の募集および採用の際には、原則として、年齢を不問としなければなりませんが、例外的に年齢制限を行うことが認められる場合があります。このとき、上限（65歳未満のものに限る）を定める場合には、求職者、職業紹介事業者等に対して、その理由を書面や電子媒体により提示することが義務づけられています。

— 高年齢者雇用安定法第20条第1項

お問合せは、ハローワーク西宮へ TEL：0798-75-6711



# **第89回 統一メーデー開催**

労働者の祭典「第89回統一メーデー西宮集会」が、5月1日、西宮市役所前の六湛寺公園で開催され、31労組・団体から1013人が参加しました。大川寿一実行委員長のあいさつ、来賓の祝辞が述べられ、今年のメーデースローガン「働く者のための働き方改革をすすめ、すべての仲間と団結しよう！」「阪神・淡路大震災の体験を生かし、東日本大震災と熊本地震の復興支援に全力をあげよう！」などが採択されました。参加者は集会後、ＪＲ西宮駅前まで約1時間かけてシュプレヒコールを掲げながらデモ行進を行いました。



## 平成30年度安全衛生表彰式

受賞者の皆様おめでとうございます！

5月29日、西宮神社会館にて実施された西宮労働基準協会定時総会において、「平成30年度安全衛生表彰式」が行われました。この表彰は安全衛生管理水準の高い事業場や地域・企業の安全衛生水準の向上に貢献した個人を表彰することにより、安全意識の高揚を図り、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するために、行われています。

受賞された方は、次のとおりです（敬称略）。



### 協会長表彰

- ☆安全衛生優良賞      JFE 建材(株) 神戸工場
- ☆安全衛生努力賞      倉敷運輸(株) 関西支社      伊藤ハム(株) 六甲工場
- 高丸工業株式会社
- ☆安全衛生功績賞      勝瀬裕己（エム・シーシー食品(株) 甲南工場・協会理事）
- 畑 祐司（生活協同組合コープこうべ）
- 山田眞裕子（ふたば社会保険労務士法人・衛生管理者受験準備講習等講師）



### 西宮市表彰

- ☆安全衛生優良賞      大関株式会社
- ☆安全衛生努力賞      株式会社 山村製塩所
- ☆個人表彰              照沼義徳（森永乳業(株)近畿工場・協会理事）
- 中野真弓（ふたば社会保険労務士法人・衛生管理者受験準備講習等講師）
- 丁野建児（(株)きんでん人材開発部・高所作業車・玉掛け技能講習講師）
- 久保 正（辰馬本家酒造(株)・フォークリフト運転技能講習講師）



## ＜男女共同参画週間 6/23～29＞

平成30年度男女共同参画週間のキャッチフレーズは、公募により、「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」に決定しました。男女共同参画社会基本法の施行を記念し、6月23日から1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じ法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

### 【ハラスメント】がもたらす損失

西宮市では、男女共同参画の取り組みを充実させるため、2017年11月から12月にかけて市民と市内の事業所を対象に市民及び事業所意識調査を実施しました。調査結果を一部ご紹介します。

『平成28年度雇用均等基本調査』によると、日本の育児休業取得率は、女性は81.8%、男性は3.16%となっています。市民及び事業所意識調査でも、育児休業について聞いていますが、取得できなかった理由としては、男女ともに「取得しづらい雰囲気だったから」という回答が多く寄せられました。また女性の場合、「退職するように言われた」「妊娠したことを残念と言われた」という回答もありました。これは、マタニティ・ハラスメントにあたります。

「取得しづらい雰囲気」とは何をさすのか？これはハラスメントが起きやすい土壌があるということではないでしょうか。

近年、職場ではさまざまなハラスメントが増加していますが、なかなか改善の傾向が見られないようです。そもそも、「ハラスメントとは何か」について、職場での理解が進んでいないのではないのでしょうか。「ハラスメント対策」を適切に講じていかなければ、企業イメージを損なうだけでなく、「従業員のモチベーション低下」「メンタルヘルス問題の増加」「人材の定着率低下」など、企業にとって大きな「損失」が生じてしまいます。ハラスメントとは、すべての働く人に影響する、とても重要な問題なのです。

『平成28年度雇用均等基本調査』によると、ハラスメントを防止するための対策に取り組んでいる企業の割合は、セクハラ防止は58.2%、マタハラ防止は52.8%となっています。また、西宮市内の事業所におけるハラスメント防止のための研修に取り組んでいる割合は、「今後、実施を検討している」も含め、60.6%となっています。

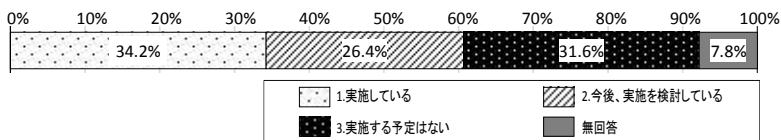
職場にハラスメントがあれば、働く人の個性と能力が十分に発揮できないばかりか、会社を辞めざるを得なくなることもあります。

ハラスメントの発生を防ぐとともに、仮にハラスメントが発生した場合は、会社が相談に応じることを示し、従業員が安心して働くことができる。そんな風通しのよい、コミュニケーションがとれる職場づくりが進んでほしいものです。

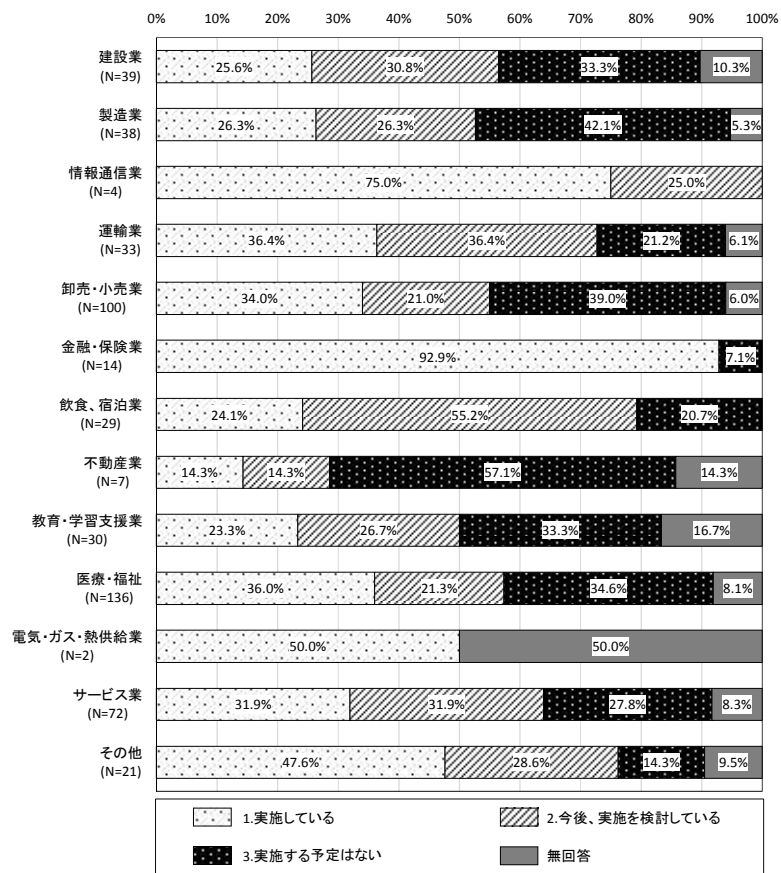
### 西宮市事業所意識調査データ

■質問⇒「貴事業所では女性の継続就労・管理職登用などのために、どのような取り組みを行っていますか。」

■ハラスメント防止研修【全体集計】(N=526)



■ハラスメント防止研修【業種別】



### 西宮市ホームページ

「市民及び事業所意識調査の結果について」



<https://www.nishi.or.jp/bunka/danjokyodosankaku/danjokyodoplan/0931426.html>

### 西宮市男女共同参画センター ウェーブ



#### 女性のための相談室

《予約:0798-64-9498》

図書・資料コーナー

☐電話相談:0798-64-9499/月・木10:00～12:00・13:00～16:00

☐面接相談:要予約/火・水・土10:00～16:30

☐法律相談:要予約/第3金14:00～17:00

☐チャレンジ相談:要予約/第2火10:00～12:00

☐閲覧:開館時間 ☐貸出:月～土 10:00～17:15



■開館時間:1月4日～12月28日 9:00～22:00

■受付時間:月～土9:00～17:15(祝日を除く)

■阪急西宮北口駅南出口から約200m

〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F

TEL. 0798-64-9495 FAX. 0798-64-9496